

4 設立登記完了（法人成立）後に提出する書類及び書式例

所轄庁の認証を受けた法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。（法第13条第1項）

設立の登記を行った法人は、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び財産目録を添付した届出書（法第13条第2項、条例第4条）及び、法第30条の規定による閲覧又は謄写の用に供する書類（条例第12条）を所轄庁に提出しなければなりません。

なお、設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないときは、設立の認証を取り消すこととなります。

提出書類		提出部数	掲載頁
届出書	設立登記完了届出書（別記第2号様式）	1部	43
添付書類	設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立の時の財産目録	1部	—
閲覧又は 謄写用 書類	定款（設立認証申請時と同じもの）	2部	—
	役員名簿（設立認証申請時と同じもの）※住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	2部	—
	設立の初年度及び翌年度の事業計画書（設立認証申請時と同じもの）	2部	—
	設立の初年度及び翌年度の活動予算書（設立認証申請時と同じもの）	2部	—
	設立の時の財産目録	2部	44
	設立の認証に係る認証書の写し ※住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	2部	—
	登記事項証明書の写し ※住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	2部	—

法人は、すべての事務所において、社員その他の利害関係人から定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません。（法第28条）

法人設立時に登記すべき事項は、組合等登記令（88頁参照）により定められています。
登記申請に必要な書類（定款、理事の就任承諾書等）、印鑑等、手続きについての詳細は、事務所所在地を管轄する法務局へお問い合わせください。

法人設立後、必要に応じて関係する官公庁へ届出を行わなければなりません。
詳細は、それぞれ管轄の官公庁へお問い合わせください。

- ・税 務 署 : 国税関係（法人税法上の収益事業の開始、給与支払いの開始等）
- ・総合振興局・振興局地域政策部課税課又は道税事務所 : 都道府県税関係（法人道民税等）
- ・市 町 村 役 場 : 市町村税関係（法人市町村民税等）
- ・労働基準監督署 : 労働保険関係（労災保険）
- ・公共職業安定所 : 労働保険関係（雇用保険）
- ・社会保険事務所 : 社会保険関係（健康保険、厚生年金保険）

別記第2号様式（第2条関係）

年 月 日

北海道知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名
電話番号

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

(備考)

- 1 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び財産目録（法第13条第2項）を添付すること。
- 2 この届出書の提出に併せて、閲覧及び謄写の用に供する書類として次に掲げる書類を提出すること。
 - (1) 定款（特定非営利活動促進法施行条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (2) 役員名簿（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (3) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (5) 1の財産目録（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (6) 設立の認証に係る認証書の写し（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕
 - (7) 1の登記事項証明書の写し（条例第12条第1項の表の第1号）〔2部〕

（日本産業規格 A4）

(書式例)

設立の時の財産目録
年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

科目	金額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	×××		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の記載は不要

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- ※ この書面は、提出後、閲覧又は謄写されます。